

## 鶴見区制 100 周年記念関連事業の共催に関する取扱要綱

令和 7 年 6 月 12 日

### (目的)

第 1 条 この要綱は、鶴見区制 100 周年を区民全体で祝い、「鶴見」の歴史を再確認し、未来の「鶴見」を創る契機として記念事業を実施し、鶴見らしさの掘り起こしと地域力の向上による賑わいづくりにつなげていくため、鶴見区又は鶴見区制 100 周年記念事業実行委員会（以下「実行委員会」という。）が主催する事業以外で、実行委員会が認めた市民活動団体等公益性を有する団体及び企業等（以下「団体等」という。）が行う鶴見区制 100 周年を祝うための事業を、鶴見区制 100 周年記念関連事業（以下「関連事業」という。）として共催することに関して必要な事項を定めることを目的とする。

### (関連事業の種類)

第 2 条 関連事業とは、学術、文化、芸術、芸能又はスポーツに関する事業その他これらに類する事業で、実行委員会が前条の趣旨に鑑みて認めたものをいう。

### (共催の対象)

第 3 条 共催の対象となる事業は、次の各号全てに該当するものとする。ただし、横浜市又は鶴見区の他の制度による補助又は助成等を受けていない事業とする。

- (1) 鶴見区制 100 周年を盛り上げるため、区民が主体となり企画・運営し、又は実施する事業
- (2) 鶴見区全域を対象としている事業
- (3) 令和 9 年 1 月 1 日以降に開始し、令和 9 年 12 月 31 日までに終了する事業

2 前項第 1 号の「区民」には、鶴見区民に限らず、鶴見在勤・在学の方や鶴見にゆかりのある方その他、地理的又は歴史的に鶴見区と深いかかわりのある団体等も含めるものとする。

(適用除外)

第4条 この要綱は、団体等の構成員のみを対象とする事業、特定の政治活動、宗教的活動に関する行事又は専ら営利を目的とする事業については適用しない。

2 この要綱は横浜市が主催する事業には適用しない。

(共催の内容)

第5条 共催の内容は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 「鶴見区制 100 周年記念事業実行委員会 共催」の名称の使用承認及び広報の協力
- (2) 「鶴見区制 100 周年記念記録集（仮称）」への掲載
- (3) 事業の内容に応じた補助金の交付及び鶴見区役所一階区民ホールの会場提供

(補助対象経費)

第6条 前条第1項第3号の補助金の対象は、次のとおりとする。

- (1) 報償費
- (2) 旅費(出演者は原則として日帰りとし、交通費は 10,000 円を上限とする。  
ただし出演者等が事業の中心的な役割を担う場合はこの限りでない。)
- (3) 需用費(印刷製本費、消耗品費等)
- (4) 役務費(郵送料、傷害保険料等)
- (5) 広報費(ポスター・チラシ、ホームページ作成費等)
- (6) 委託料(申請した事業を、第三者に一括して委託することはできない。)
- (7) 会場、物品等の使用料及び賃借料
- (8) その他、実行委員会が認めた経費

(補助金額)

第7条 第5条第1項第3号の補助金の交付額は、予算の範囲内で前条に規定する補助対象経費の2分の1を限度とし、かつ1事業10万円を上限として、鶴見区制 100 周年記念事業実行委員会委員長(以下「実行委員長」という。)が決定する。

2 前項の規定により算出した額に、1,000 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。

(共催の申請)

第8条 関連事業の実施を申請しようとする者（以下「申請者」という。）は、鶴見区制100周年記念関連事業共催申請書（様式第1号）に、次に掲げる書類を添えて、実行委員長に提出しなければならない。

- (1) 関連事業に関する事業計画書
- (2) 関連事業に関する収支予算書
- (3) 実施団体等の規約類
- (4) その他必要と認める書類

（共催の決定）

第9条 前条の申請書の提出があったときは、別に定める鶴見区制100周年記念関連事業における共催の審査に関する取扱要領により設置される、審査幹事会において審議し、審査幹事会は、審議結果を運営委員会に報告し、承認を得るものとする。

2 多数の事業が決定となった場合、予算の範囲内で、申請額から減額して採択することができる。

3 申請者に対しては、鶴見区制100周年記念関連事業共催決定通知書（様式第2号）により通知する。

（事業内容の変更）

第10条 前条の規定により通知を受けた者（以下「実施者」という。）が、申請内容を変更する場合には、鶴見区制100周年記念関連事業内容変更申請書（様式第3号）を、速やかに実行委員長に提出するものとする。ただし、変更の内容が軽易なものの場合には、この限りでない。

2 実行委員長は、前項の書類の提出を受けたときは、実施者に対し鶴見区制100周年記念関連事業共催変更決定通知書（様式第4号）により通知する。

（実施報告書の提出）

第11条 実施者は、関連事業が完了したときは、完了の日から起算して30日を経過する日までに、鶴見区制100周年記念関連事業実施報告書（様式第5号）に、次に掲げる書類を添えて、実行委員会委員長に提出しなければならない。

- (1) 関連事業に関する事業報告書
- (2) 関連事業に関する収支決算書

(3) 領収書等経費の支出を証する書類の写し

(4) その他必要と認める書類

2 横浜市補助金規則第 14 条第 4 項の規定により実施報告書への添付を省略させることができる書類は、横浜市補助金規則第 14 条第 1 項第 3 号に掲げる書類とする。

(補助金額の確定通知)

第 12 条 実行委員長は、第 5 条第 1 項第 3 号において定める補助金について、前条の実施報告書を受理したときは、内容等を十分に審査して補助金額を確定し、実施者に対し鶴見区制 100 周年記念関連事業補助金額確定通知書(第 6 号様式)を交付する。

(補助金の交付)

第 13 条 実行委員長は、実施者が提出する補助金請求書(様式第 7 号)に基づき、事業完了後、補助金を交付するものとする。ただし、必要と認められるときは、その全部又は一部を概算払により交付することができる。

2 概算払を受けた実施者は、第 11 条の実施報告書提出後、10 日以内に概算払金精算書(様式第 8 号)により、精算しなければならない。

(共催決定の取消し)

第 14 条 実行委員長は、実施者が共催内容を関連事業以外に利用し、又は関連事業の決定に関して付した条件に違反したときは、共催決定の全部又は一部を取り消すことができるものとする。

2 実施者に対しては、鶴見区制 100 周年記念関連事業共催取消決定通知書(様式第 9 号)により通知する。

(補助金の返還)

第 15 条 実行委員長は、前条の規定に基づき補助金の交付の決定を取り消した場合において、関連事業の当該取消しに係る部分に関し既に補助金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

2 実行委員長は、補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、期限を定めて、確定額を超える部分の補助金等の返還を命ずるものとする。

(延滞金)

第 16 条 実施者は、補助金の返還を決定され、もしくは第 13 条第 2 項の精算を行わなければならない場合で、これを納期日までに納付、精算しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納額(その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既に納付した額を控除した額)につき年 10.95 パーセントの割合で計算した延滞金を納付しなければならない。ただし、実行委員長は、やむを得ない事情があると認めたときは延滞金の全部又は一部を免除することができる。

(調査等)

第 17 条 実行委員長は、実施者に対して関連事業に関し必要な指示をし、報告を求め、又は調査することができるものとする。

(委任)

第 18 条 この要綱に定めるもののほか、共催に関し、必要な事項は実行委員長が別に定める。

附 則

この要綱は、制定の日から施行し、令和 10 年 3 月 31 日をもって、その効力を失う。

附 則

この要綱は、令和 8 年 6 月 12 日から施行し、令和 10 年 3 月 31 日をもって、その効力を失う。

# 鶴見区制 100 周年記念関連事業における共催の審査に関する取扱要領

令和 8 年 3 月 1 日施行

## (目的)

第 1 条 この要領は、「鶴見区制 100 周年記念関連事業の共催に関する取扱要綱（令和 8 年 月 日施行）」（以下「取扱要綱」という。）第 10 条の規程に基づき、関連事業における共催の審査に関し、事務の取扱の必要な事項を定めるものとする。

## (審査会)

第 2 条 取扱要綱第 9 条により、鶴見区制 100 周年記念事業実行委員会で審査する共催事業について、事前に審議・調整を行い、取扱要綱における適否等を協議するため、審査会を設置する。

## (組織)

第 3 条 審査会は、「鶴見区制 100 周年記念事業実行委員会事務局の設置及び鶴見区制 100 周年記念事業実行委員会及び部会事務取扱規程」に定める、次の者をもって組織する。

|                      |               |
|----------------------|---------------|
| 鶴見区制 100 周年記念事業実行委員会 | 事務局長          |
| 同                    | 事務局次長         |
| 同                    | 運営委員会事務局長     |
| 同                    | 総務式典部会事務局長    |
| 同                    | イベント・魅力部会事務局長 |
| 同                    | 広報部会事務局長      |

2 その他、必要に応じて事務局長が命じた者。

## (議長)

第 4 条 審査会に議長をおく。議長は事務局長とする。

## (関係者)

第 5 条 審査会において、議長が必要と認めた時は、次の者の出席を求めることができる。

- (1) 議題に関係のある鶴見区制 100 周年記念事業実行委員及び事務局員
- (2) 申請者又はその代理人

## (招集)

第 6 条 審査会は、議長が招集する。

(審議対象)

第7条 審査会は、鶴見区制 100 周年記念関連事業共催申請書に記載された事業が、取扱要綱に定める対象事業であることを確認し、次条に定める審査基準に従い審議する。

(審査基準)

第8条 審査会は、「鶴見区制 100 周年記念関連事業共催チェック表」(別表1)により、申請書が取扱要綱に定める項目に適合しているかを確認する。

2 審査会は、前項により確認された共催申請書については、「鶴見区制 100 周年記念関連事業共催審査基準」(別表2)により、共催の内容を確認する。

3 補助金の対象は、次のとおりとする。

(1) 報償費

(2) 旅費(出演者は原則として日帰りとし、交通費は10,000円を上限とする。  
ただし出演者等が事業の中心的な役割を担う場合はこの限りでない。)

(3) 需用費(印刷製本費、消耗品費等)

(4) 役務費(郵送料、傷害保険料等)

(5) 広報費(ポスター・チラシ、ホームページ作成費等)

(6) 委託料(申請した事業を、第三者に一括して委託することはできない。)

(7) 会場、物品等の使用料及び賃借料

(8) その他、鶴見区制 100 周年記念事業実行委員会が認めた経費

(審査)

第9条 前条に基づき審査会の審議を経た申請事業は、鶴見区制 100 周年記念事業運営委員会に審査に諮るものとする。

2 多数の事業が合格と審査された場合、予算の範囲内で、申請額から減額して採択することができる。

(庶務)

第10条 この要領に定める事務は、鶴見区制 100 周年記念事業実行委員会運営委員会事務局(地域振興課)が行う。

(その他)

第11条 この要領に定めるもののほか、審査に関し必要な事項は、鶴見区制 100 周年記念事業実行委員長が別に定める。

附 則

この要領は、取扱要綱の失効と同時にその効力を失う。

## 鶴見区区制100周年記念事業共催チェック表

[事業名]

|                                                    | 審査項目                                                                                                      | チェック |
|----------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------|------|
| 1                                                  | 区又は区制100周年記念事業実行委員会が実施する事業ではないか。                                                                          |      |
| 2                                                  | 公益性を有する団体又は企業が実施する事業か。                                                                                    |      |
| 3                                                  | 区民全体で祝い、「鶴見」を再確認し、未来の「鶴見」を創る契機として記念事業を実施し、鶴見らしさの掘り起こしと地域力の向上による賑わいづくりつなげるために実施する、学術、文化、芸能、又はスポーツ等の事業であるか。 |      |
| 4                                                  | 新たに企画実施する事業又は、区制100周年にあたり新規拡充する事業か。                                                                       |      |
| 5                                                  | 団体の構成員のみを対象とする事業ではないか。                                                                                    |      |
| 6                                                  | 特定の政治活動、宗教的活動に関する行事ではないか。                                                                                 |      |
| 7                                                  | 専ら営利を目的とする事業ではないか。                                                                                        |      |
| *「営利を目的とする」＝事業によって利益をあげ、その利益を報酬や分配金などの形で分配・配当されること |                                                                                                           |      |

## \* 営利を目的としないこと

「営利を目的としない」というと、利益の上がる事業をしないこととよく勘違いされます。しかし、これは企業が上がった利益を株主や社員に分配することを目的としていることに対して、「利益が上がっても関係者に分配しない」という意味です。利益の上がる事業を行っても、その儲けを関係者に分配せずに次の事業や活動に充てる場合は「非営利」ということになります。

実際に、介護サービスを有料で提供したり、ものを販売して利益を上げ、活動資金に充てているNPOはたくさんあります。NPOだから有料でサービスを提供してはいけないとか、ものを売ってはいけないということではありません。

なお、NPOが活発に継続的に活動していくためには、有給スタッフが不可欠ですが、労働の対価として支払われる給与、賃金等は「利益の分配」にはあらず、活動の必要経費とされています。

# 鶴見区区制100周年共催事業審査基準

別表2

|           |                       |                                |
|-----------|-----------------------|--------------------------------|
| 1. テーマ性   | * 区制100周年テーマとの関連性があるか |                                |
|           | 20点                   | テーマに合致している                     |
|           | 10点                   | 一部、テーマに合致している                  |
|           | 0点                    | 合致していない                        |
|           |                       |                                |
| 2. 地域性    | * 区民が構成主体となっているか      |                                |
|           | 20点                   | 概ね区民で構成されている                   |
|           | 10点                   | 構成員の一部が区民である                   |
|           | 0点                    | 区外の方により構成されている                 |
|           |                       |                                |
| 3. 公益性    | * 無料で区民が参加できるか        |                                |
|           | 10点                   | 非営利:無料で区民が参加できる                |
|           | 0点                    | 非営利:有料で区民が参加できる                |
|           |                       |                                |
| 4. 継続性    | * 2027年以降も継続される事業か    |                                |
|           | 30点                   | 継続実施のための確実な計画とコミュニティ形成が行われている  |
|           | 20点                   | 継続実施を目指して事業計画を行っている            |
|           | 10点                   | 事業は今年度限りだが、その成果は2027年以降に波及していく |
|           | 0点                    | 継続性はない                         |
|           |                       |                                |
| 5. 規模・一体感 | * 多くの区民が参加できるか        |                                |
|           | 20点                   | 300人以上                         |
|           | 10点                   | 100人以上                         |
|           | 0点                    | 100人未満                         |

## 1 合格基準等

- (1) 60点以上で合格とする。
- (2) 予算超過した場合、点数の高い順に採用とするが、予算の範囲内で、申請額から減額して採択することができる。